２０２５年9月２５日

予備　令７－１８

公判前整理手続に関する次のアからオまでの各記述のうち，誤っているものの組合せは，後記１から５までのうちどれか。（解答欄は，［№28］）

ア．被告人は，裁判員裁判の対象事件ではない事件について，事件を公判前整理手続に付することを求めることができる。

イ．裁判所は，裁判員裁判の対象事件ではない事件について，検察官と弁護人の双方が公判前整理手続に付することを求めている場合には，事件を公判前整理手続に付さなければならない。

ウ．検察官は，公判前整理手続に付された事件において，検察官請求証拠の開示をした後，被告人又は弁護人から請求があったときは，速やかに，被告人又は弁護人に対し，検察官が保管する証拠の一覧表の交付をしなければならない。

エ．検察官は，公判前整理手続において取調べを請求した証人について，被告人又は弁護人に対し，同証人が公判期日において供述すると思料する内容が明らかになる書面等を閲覧する機会を与えなければならない。

オ．裁判所は，公判前整理手続において検察官及び弁護人が行った証拠調べの請求の全てについて，同手続終結までに，証拠調べをする決定又は証拠調べの請求を却下する決定をしなければならない。

１．ア　イ　　２．ア　ウ　　３．イ　オ　　４．ウ　エ　　５．エ　オ

正解　３

肢ア　○

被告人は，裁判員裁判の対象事件ではない事件について，事件を公判前整理手続に付することを求めることができる。裁判員裁判の対象は，必須であるが，それ以外のものでも，必要性（複雑な事件など）があれば求めることはできる。（３１６条の２　１項）

肢イ　×

当事者双方が求めていても，裁判所が付さない旨の判断ができる。

あくまでも，裁判所に裁量がある。

肢ウ　○

検察官は，公判前整理手続に付された事件において，検察官請求証拠の開示をした後，被告人又は弁護人から請求があったときは，速やかに，被告人又は弁護人に対し，検察官が保管する証拠の一覧表の交付をしなければならない。

３１６条の１４　２項

検察官が集めた中で，都合の悪い証拠を出さない可能性もある。

証拠収集能力が一般的に乏しい，被告人側に防御の機会を与えるためと考えられる。

肢エ　○

３１６条の１４　１項２号
検察官は，公判前整理手続において取調べを請求した証人について，被告人又は弁護人に対し，同証人が公判期日において供述すると思料する内容が明らかになる書面等を閲覧する機会を与えなければならない。

防御の機会を十分にあたるためである。
内容がわかっていた方が，適切な反対尋問の行使が期待できる。

肢オ　×

裁判所は，証拠の採否をする決定をする。（３１６条の５　８号）
本来であればすべて行った方がよいが，公判審理の状況を見て，必要性の判断をしたほうがよい証拠もある。
すべてについて，判断しなくてもよい。いわゆる採否留保。

予備　令７－１９

次の【事例】について述べた後記アからオまでの【記述】のうち，誤っているものの組合せは，後記１から５までのうちどれか。（解答欄は，［№29］）

【事　例】

Ｈ県Ｉ警察署の司法警察員Ｘは，同県内の時計店で発生した高級腕時計を被害品とする窃盗事件について捜査に従事していたところ，令和６年７月１５日午後１時頃，Ｉ市内の飲食店で無銭飲食があったとの通報を受けて同店に急行し，同日午後１時１５分，同店内にいた甲を詐欺罪の現行犯人として逮捕した。甲は，逮捕後の取調べにおいて，逮捕時に所持していたショルダーバッグ内に入っていた新品の高級腕時計について，「これは趣味で集めている時計で，海外で自分で買ったものだ。」と供述した。Ｘは，前記窃盗事件及び前記詐欺事件について，それぞれ被害店舗の実況見分や被害店舗従業員らの取調べを行った上で，同月１７日午後１時に詐欺罪の事実で甲をＨ地方検察庁検察官に送致する手続をした。同日午後１時３０分に甲の送致を受けたＨ地方検察庁検察官Ｙは，甲に弁解の機会を与え，留置の必要があると判断したので，同月１８日正午，Ｈ地方裁判所裁判官に，詐欺罪の事実で甲の勾留を請求し，同裁判所裁判官Ｚは，同日午後３時，被疑者を甲，罪名を詐欺とする勾留状を発付した。これを受けて，司法警察員Ｘは，同日午後４時，同勾留状を執行した。その後，甲の勾留期間は延長されなかった。

【記　述】

ア．検察官Ｙは，令和６年７月１８日正午に勾留を請求しているが，同日午後１時３０分までに勾留を請求すれば足りる。

イ．検察官Ｙは，裁判官Ｚが，罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由がないことを理由として勾留請求を却下した場合，これに不服があるときでも，Ｈ地方裁判所に対し，その裁判を取り消して甲を勾留するよう請求することは許されない。

ウ．詐欺罪の事実について勾留の理由又は必要がなくなった場合，検察官Ｙは，窃盗罪の事実について捜査の必要があることを理由として甲の勾留を継続することは許されない。

エ．検察官Ｙが，窃盗罪の事実について甲を逮捕しないまま，詐欺罪の事実に窃盗罪の事実を併せて勾留を請求した場合，勾留請求を受けた裁判官は，詐欺及び窃盗のいずれについても勾留の理由及び必要性が認められると判断したとき，両罪について勾留状を発付することができる。

オ．甲の勾留期間の満了日は，令和６年７月２７日である。

１．ア　イ　２．ア　ウ　３．イ　オ　４．ウ　エ　５．エ　オ

正解　３

肢ア　×

２０５条１項，受け取った時から２４時間が原則だが，逮捕から７２時間を超えることはできない。２０５条２項

１７日午後１時３０分に送致をうけているが，逮捕は，１５日１時１５分。

したがって，７２時間後は，逮捕は，１８日１時１５分となる。

なお，送致手続は４８時間以内。１７日１時なので，行われている。

肢イ　×

４２９条１項２号。準抗告。勾留の裁判で不服があるときは，検察官は変更を裁判所に請求できる。

肢ウ　○

勾留理由が詐欺。事件単位で判断する。窃盗については請求がない以上，勾留理由の判断の基礎にすることは，できない。

肢エ　○

逮捕前置主義との関係で問題となるが，窃盗についても勾留できる。

もしできないとすると，窃盗に関して，逮捕手続からやり直しになる。

拘束期間が長くなってしまう。手続の省略を認める必要があり。

逮捕前置主義の趣旨，段階的に行うことで，被告人の心身の自由に配慮するもの。人権制約を必要最小限にするためのもの。

したがって，窃盗において，逮捕手続がなくても，必要性があれば，人権へ制約は，必要最小限といえる。勾留状発布可能。

肢オ　○

令和６年７月２７日，１０日は初日参入で計算する。

すでに逮捕手続がある。不算入だと拘束が不当に長くなってしまう危険がある。

予備　令７－２０

次の【事例】について述べた後記アからオまでの【記述】のうち，正しいものは幾つあるか。後記１から６までのうちから選びなさい。（解答欄は，［№30］）

【事例】

令和７年２月１日午前１時５０分頃，司法警察員Ｘは，近隣住民から「Ｔ公園で男性が血を流して倒れている。」との通報を受け，Ｔ公園に向かい，同日午前２時頃，頭から血を流して倒れているＶを発見した。Ｖは，Ｘに「男に金属バットで頭を殴られ，迷彩柄の財布を奪われた。」と説明した。そこで，Ｖを被害者とする強盗傷人事件の捜査が開始された。

Ｘは，同日午前３時頃，Ｔ公園内の人気のない草むらで，血痕が付着した金属バットを発見し，①その場でこれを押収した。また，ＸがＴ公園内に設置された防犯カメラの映像を確認したところ，同日午前１時頃に金属バットを手に持っている男（甲）が映っていた。

Ｘは，同日午前５時頃，Ｔ公園から約１キロメートル離れた公道上を歩いている甲を見付け，②甲の尾行を開始した。その尾行中，Ｘは，甲が迷彩柄の財布を上着のポケットから取り出し，再び同ポケットに戻したことを確認したため，甲に声を掛け，自らが警察官であることを告げた上で，所持品を見せるよう求めた。すると，甲は，上着のポケットから何かを取り出そうとしたが，その際，透明のポリ袋を路上に落とした。Ｘは，甲の同意を得て同ポリ袋を拾い，中に白色粉末が入っていることを確認した。Ｘは，同粉末について，③覚醒剤の予試験を実施したところ，覚醒剤であるとの試験結果が得られた。そこで，Ｘは，④甲を覚醒剤取締法違反（所持）の被疑事実で逮捕し，⑤同ポリ袋とともに，甲の上着のポケット内にあった迷彩柄の財布を押収した。

【記　述】

ア．下線部①につき，Ｘは，金属バットを押収するに当たり，裁判官による令状の発付を受ける必要がある。

イ．下線部②につき，Ｘは，甲を尾行するに当たり，裁判官による令状の発付を受ける必要がある。

ウ．下線部③につき，Ｘは，予試験を実施するに当たり，甲が同意しているか否かを問わず，裁判官による令状の発付を受ける必要がある。

エ．下線部④につき，Ｘは，甲を逮捕するに当たり，裁判官による令状の発付を受ける必要がある。

オ．下線部⑤につき，Ｘは，証拠物を押収するに当たり，ポリ袋と財布のいずれについても，裁判官による令状の発付を受ける必要がある。

１．０個　　２．１個　　３．２個　　４．３個　　５．４個　　６．５個

正解　１

肢ア　×

２２１条　遺留した者は領置できる。

領置は任意処分，令状いらない。個人の意思を制圧しておらず，重大な人権制約を行っていない。

実質的に見ても，捜査の必要性ある。（必要かつ相当）

肢イ　×

甲の尾行も令状いらない。１９７条１項本文。

個人の意思を制圧しておらず，重大な人権制約を行っていない。強制処分ではない。

捜査目的のため必要かつ相当。

肢ウ　×

同意していれば，令状の発布はいらない。

個人の意思は制圧していない。

肢エ　×

現行犯逮捕，令状発布はいらない。

逃亡の恐れがある。逮捕の必要性，令状発布だと間に合わない。

許容性，令状主義の趣旨との関係。

誤判の恐れがない。令状不要。

肢オ　×

逮捕にもとづく，捜索差押。（２２０条）

証拠が存在する，蓋然性高い。

令状，慎重に判断する趣旨。逮捕の時点で，捜査の必要性は想定されている。

別途，審査までは不要。

予備　令７－２１

弁護人に関する次のアからオまでの各記述のうち，正しいものの組合せは，後記１から５までのうちどれか。ただし，判例がある場合には，それに照らして考えるものとする。（解答欄は，［№31］）

ア．裁判所は，被告人の私選弁護人の数を制限することはできない。

イ．勾留を請求された被疑者は，国選弁護人の選任を請求するに当たり，その資力のいかんを問わず，あらかじめ，その勾留の請求を受けた裁判官の所属する裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内に在る弁護士会に私選弁護人の選任の申出をしていなければならない。

ウ．特定の被疑事実について裁判官に選任された被疑者の国選弁護人は，当該被疑事実についての勾留が取り消され，被疑者が釈放されたとしても，当該被疑事実について検察官の終局処分がされるまでは，被疑者の国選弁護人としての地位を失うことはない。

エ．被告人に氏名を記載することができない合理的な理由がないのに，被告人の署名のない弁護人選任届によってした私選弁護人の選任は無効である。

オ．被告人又は被疑者の法定代理人，保佐人，配偶者，直系の親族及び兄弟姉妹は，独立して私選弁護人を選任することができる。

１．ア　イ　　２．ア　ウ　　３．イ　オ　　４．ウ　エ　　５．エ　オ

正解　５

肢ア　×

私選弁護人の数を制限できない３５条。ただし特別な事情があるときは，制限できる（規則２６条）

基本契約の自由だが，支障が出たときに制限できるという規則上の取り扱いとなる。

肢イ　×

３６条の３，資力がある者が国選を利用する場合，請求が必要だが，ない場合は，請求で足りる。（３７条の２）

肢ウ　×

３８条の２

釈放されれば効力を失う。被疑者段階での防御の必要性がなくなるからと考えられる。

肢エ　○

最決昭４０．７．２０

私選弁護人の選任は，無効

氏名は，憲法上の黙秘権の対象ではない。依頼者が特定しづらいので，手続上問題である。

肢オ　○

　３０条２項，独立して弁護人を選任できる。本人の意思に任せると，防御が不十分になる。独立してできた方が，防御に資する。